

第1章 計画の策定にあたって

1. 「地域福祉」とは…

「地域福祉」は、すべての人々が住みなれた地域で、地域の一員として尊厳をもって、安心して暮らせるよう地域住民と社会福祉関係者が協力して、地域の福祉課題の解決に取り組むことです。

「福祉」というと、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などの対象ごとに分かれており、これらの分野別に市が必要な福祉サービスを提供する、「特定の対象者のため」という意味合いが強いものでした。しかし、誰でも病気になったり、子育てで悩んだりするなど日頃の生活の中で、手助けが必要になることがあります。

また、制度だけでは解決できないさまざまな「狭間」と言われる福祉課題、例えば年齢を問わず増加傾向にある「引きこもり」、「失業や低所得による経済的困窮」、「自殺」、「社会的孤立」など、地域の課題は多様化しています。さらに、「ダブルケア」や「8050問題」、家庭の中でこどもが過度な家事や介護を担う「ヤングケアラー」、障がいなどにより就労できず困窮する世帯など、「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮」などの分野ごとの制度・サービスでは対応できない複合的に絡み合った課題を抱える世帯も増えており、課題が深刻化する前の周囲の関わりが大切となっています。

社会福祉法第4条には「地域福祉の推進」が規定され、地域住民自身が、“地域福祉の担い手”として位置づけられており、住民の主体的な参加による福祉のまちづくりが求められています。そのため、支援を必要としている人に市や専門機関だけではなく、地域住民や福祉活動団体、ボランティアなど地域に関わるすべての人や団体が協働して、「共に支え合うしくみ」をつくっていくことが重要となっています。

地域福祉の推進のためには、地域住民、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たしながら、「自助」「互助」「共助」「公助」の特徴を生かして連携することで、必要に応じた支援を選択し、提供される体制づくりが必要です。

自 助	自分自身や家庭の中で日常的な課題を自分で解決を図る
互 助	地域の中の助け合い(ボランティア・NPO等を含む)で解決を図る
共 助	医療保険制度や介護保険制度など制度化された相互扶助で解決を図る
公 助	行政などが行う公的なサービスを活用して解決を図る

2. 「地域福祉計画」とは…

「地域福祉」のしくみをつくり、計画的に取り組むを進めていくために、市は「地域福祉計画」をつくりまします。「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく行政計画であり、地域福祉を推進するための役割を担うものです。市が地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での基本事項を定めるものです。

社会福祉法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が不えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3. 計画策定の背景と目的

急速な少子高齢化及び人口減少の進展により、高齢者のみの世帯や年齢を問わず単身世帯が増加するなど世帯構造が変化し、人の価値観の多様化などに伴い地域社会や共同体の機能も変容しています。また、コロナ禍により生活基盤が脆弱な世帯が顕在化し、長引く不況や雇用形態の多様化に伴う所得格差なども含めた生活困窮者への対策が急務となり、人と人とのつながりもこれまでより薄れています。さらに、頻発する自然災害により、日常生活が突然失われる危険性も高くなっており、災害時に特に配慮を要するかたへの要支援者対策などの課題への対応も求められています。

このようにさまざまな要因を背景として、地域における福祉ニーズは多様化・複雑化し、それにより、複合的に絡み合った生活課題を抱える人も増えており、既存の制度・サービスでは対応できない、支援が届かない人も増えています。そのため、分野や属性を超えて包括的な支援を提供できる体制づくりが求められています。国では、すべての住民を対象とする包括的支援体制の構築のため、法制化により新たに重層的支援体制整備事業が創設され、それぞれの分野が少しずつ重なり合うことで、制度の狭間を無くし、抜けや漏れのない支援を行うために、関係部署や関係機関等による情報共有や連携を広げることが必要となります。

一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的な制度やサービスだけでは対応できないことも少なくありません。生活課題を深刻化させないためには、地域で互いに助け合い、支え合うことが不可欠です。自治会、地区社会福祉協議会などの地域団体、民生児童委員、ボランティア団体、NPO 法人などが、地域の福祉課題の解決に取り組んでいますが、組織率の低下や担い手の減少なども問題となっています。一方で企業などによる社会貢献活動の取り組みが広がっていることから、福祉という分野にとらわれない多様な主体の参画による連携・協働を進めることも必要です。

個人や世帯が抱えるさまざまな課題に包括的に対応し、地域の実情に応じて総合的に支援を展開するために多様な主体が連携することで、地域社会が同じ目標を持ち、持続可能な地域づくりに取り組んでいくことが必要となっています。

本市では、平成31年3月に「第三次坂出市地域福祉計画(以下、第三次計画という)」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な福祉への取り組み支援などの施策を進めてきましたが、第三次計画の「お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち」の実現のため、本市における課題を再度整理し、地域における「新たな支え合い」の仕組みを構築することを目的として、「第四次坂出市地域福祉計画(以下、第四次計画という)」を策定することとします。

4. 計画の期間

第四次計画の計画期間は、令和7年度を初年度とし、目標年次を令和12年度とする概ね6ヵ年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画期間	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	第三次計画期間											
			一部見直し※			見直し期間	第四次計画期間					

※法改正により一部見直し

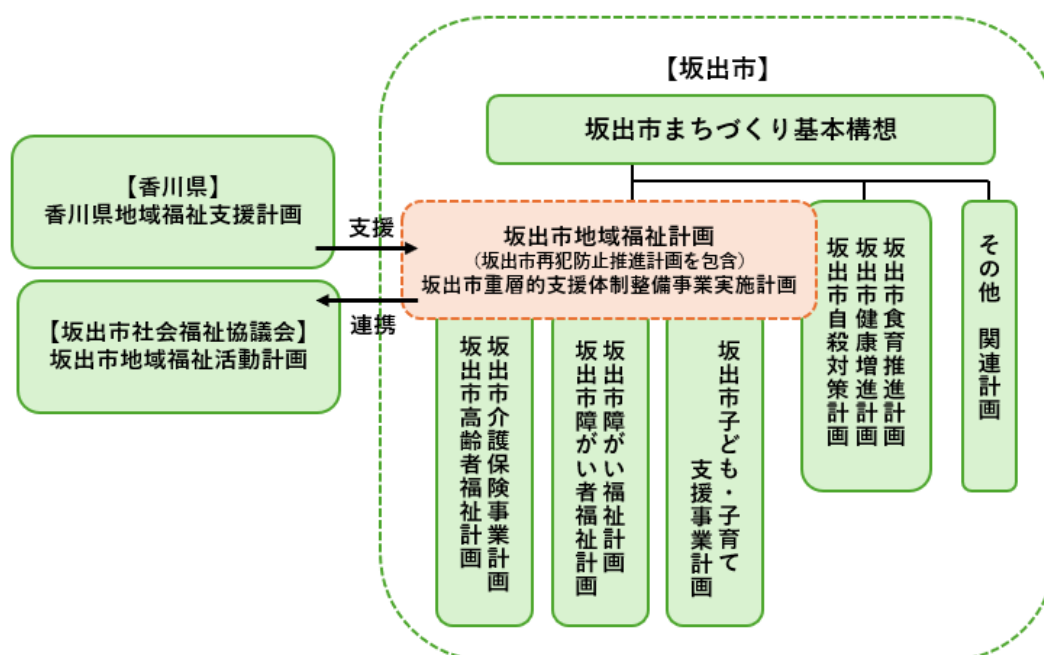
5. 第四次計画の位置づけ

第四次計画は、「市民共働のまちづくり」を基本理念とする坂出市まちづくり基本構想に即した福祉分野の計画です。福祉分野の個別計画としては、①高齢者福祉計画・介護保険事業計画、②障がい者福祉計画・障がい福祉計画、③子ども・子育て支援事業計画がありますが、第四次計画は、これらの個別計画の理念や施策などを総合化、補完するものです。

個別の施策は既存計画を優先し、第四次計画では、再犯防止推進計画・重層的支援体制整備事業実施計画を包含し、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョンを明らかにします。

また、地域福祉推進の中心的な担い手となる坂出市社会福祉協議会が主となり作成する「地域福祉活動計画」は市民・民間団体などが主体となって取り組む行動計画であり、両計画が相互に連携をとり、本市の地域福祉を推進していきます。

【第四次計画の位置づけ】



6. 計画の策定方法

(1) 策定委員会の設置

幅広い関係者の参画により、本市の地域特性に応じた事業展開に努めることが必要であることから、学職経験者、関係団体代表者、公募により選出された者をもって構成する、「坂出市地域福祉計画策定委員会」を設置し、各種団体や市民の意見を広く反映させながら計画を策定しました。

(2) 市民アンケート調査の実施

対 象 者	令和 6 年 6 月 26 日現在、住民基本台帳を基に 18 歳以上の中から無作為抽出した 2,000 名
実施期間	令和 6 年 7 月 10 日(水)～令和 6 年 7 月 31 日(水)
実施方法	郵送配布、郵送回収、オンライン回答

(3) 調査票の回収状況

配布数	回収数(オンライン回答数)	回収率
2,000 件	858件(121 件)	42. 9%

※注記:集計後に回収したものを含めると、9 月 17 日現在で 870 件、回収率 43.5%となっています。

ただし、回収率やアンケート結果には反映されていません。

(4) 第三次計画の検証

第三次計画の「行政等が取り組むこと」について各課ヒアリング調査を実施し、進捗状況や課題等について取りまとめを行い、計画策定のための基礎資料としました。

(5) 市社会福祉協議会との連携

地域福祉活動計画「第6次 坂出ふくしプラン21」を市社会福祉協議会が同時期に策定するため、市社会福祉協議会のワーキンググループでの議論の内容等について把握、確認を行い、計画策定のための基礎資料としました。

(6) 関係団体等ヒアリング調査の実施

坂出市内で活動している団体、民生児童委員、地区社会福祉協議会等に対して「地域福祉に関する団体ヒアリング調査」を実施し、計画策定のための基礎資料としました。

日時		団体名
8月5日	10:00～11:00	坂出市老人クラブ連合会
	16:00～17:00	坂出地区更生保護女性会
8月6日	9:30～10:30	坂出市身体障がい者団体連合会
	11:00～12:00	坂出市地区社会福祉協議会連絡協議会
8月7日	9:30～10:30	坂出市福祉老健施設連絡協議会
	11:00～12:00	精神障害者家族会白梅会
	13:30～14:30	坂出市連合自治会
	15:00～16:00	坂出市保育所等保護者会連合会
	16:30～17:30	坂出市PTA連絡協議会
8月8日	9:30～10:30	坂出市婦人団体連絡協議会
	15:00～16:00	坂出市民生児童委員協議会連合会
8月9日	13:30～14:30	さかいで地域子育て支援ネットワーク(きんときネット)
	15:00～16:00	坂出青年会議所
8月19日	14:00～15:00	坂出市ボランティアセンター運営委員会
	15:30～16:30	坂出市手をつなぐ育成会
8月21日	10:30～11:30	坂出市発達障がい児(者)親の会
8月23日	16:00～17:00	坂出地区保護司会

第2章 坂出市を取り巻く現状

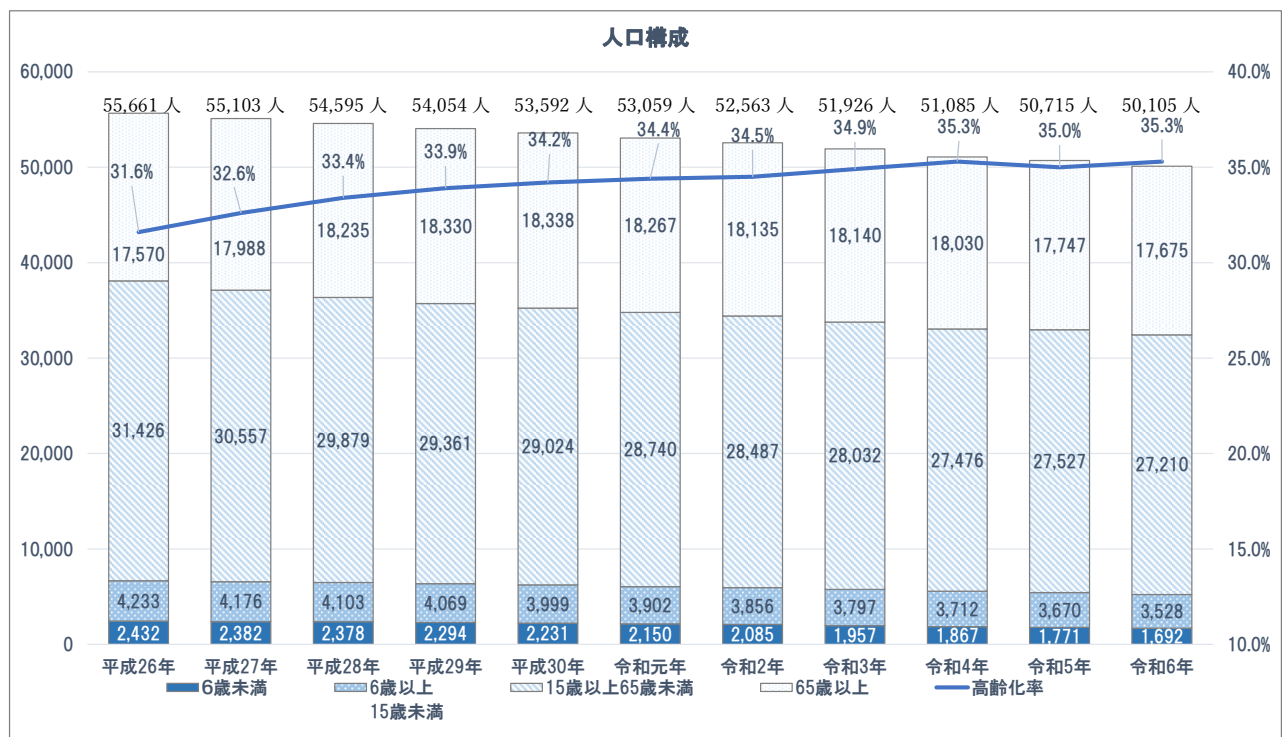
1. 人口について

本市の総人口は、令和6年4月1日現在で50,105人、ここ5年間で約3,000人の減少、平成26年から令和6年までの10年間では、約5,500人（約10%）の減少となっています。

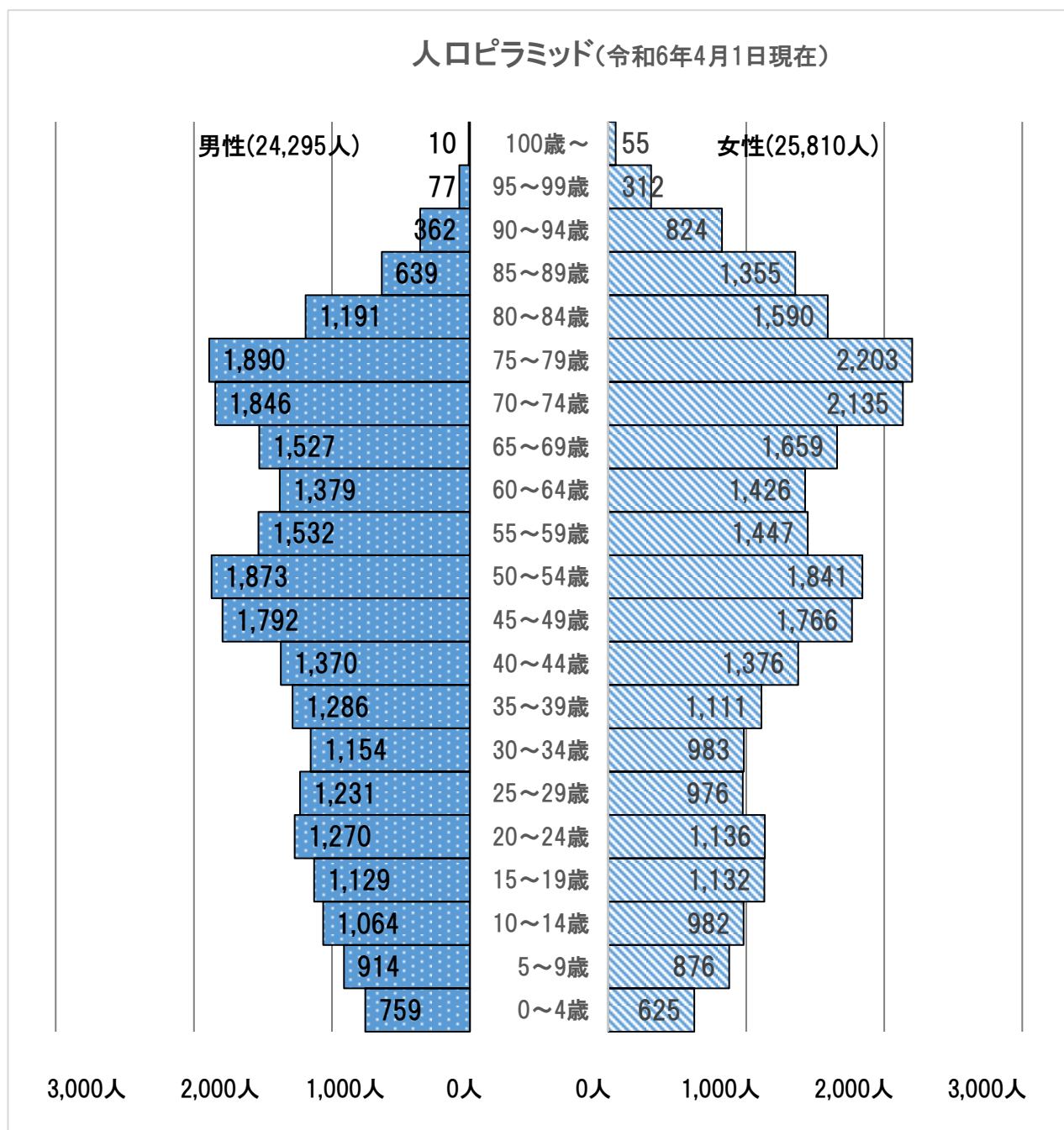
総人口に占める年齢別の人口割合では、特に15歳未満の割合が減少しているのに対して、65歳以上の割合が増加しており、少子高齢化の傾向が顕著に表れています。

区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	(人)	55,661	55,103	54,595	54,054	53,592	53,059	52,563	51,926	51,085	50,751	50,105
6歳未満	(人)	2,432	2,382	2,378	2,294	2,231	2,150	2,085	1,957	1,867	1,771	1,692
	(%)	4.4%	4.3%	4.4%	4.2%	4.2%	4.1%	4.0%	3.8%	3.7%	3.5%	3.4%
6歳以上 15歳未満	(人)	4,233	4,176	4,103	4,069	3,999	3,902	3,856	3,797	3,712	3,670	3,528
	(%)	7.6%	7.6%	7.5%	7.5%	7.5%	7.4%	7.3%	7.3%	7.3%	7.2%	7.0%
15歳以上 64歳未満	(人)	31,426	30,557	29,879	29,361	29,024	28,740	28,487	28,032	27,476	27,527	27,210
	(%)	56.5%	55.5%	54.7%	54.3%	54.2%	54.2%	54.2%	54.0%	53.8%	54.2%	54.3%
65歳以上	(人)	17,570	17,988	18,235	18,330	18,338	18,267	18,135	18,140	18,030	17,747	17,675
	(%)	31.6%	32.6%	33.4%	33.9%	34.2%	34.4%	34.5%	34.9%	35.3%	35.0%	35.3%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）
（単位：人）



令和6年4月1日現在の本市の人口構造を見ると、男女ともに75歳～79歳が最も多くなっています。また、生産年齢では50歳～54歳をピークに若い世代になるに連れて減少が著しく、少子高齢化が更に進行するのは避けられない状況となっています。



※住民基本台帳に登録された人口を取りまとめたものです。

※住民基本台帳法の改正に伴い、平成24年7月9日から外国人住民の方も日本人と同じように住民基本台帳に記載されることになりました。

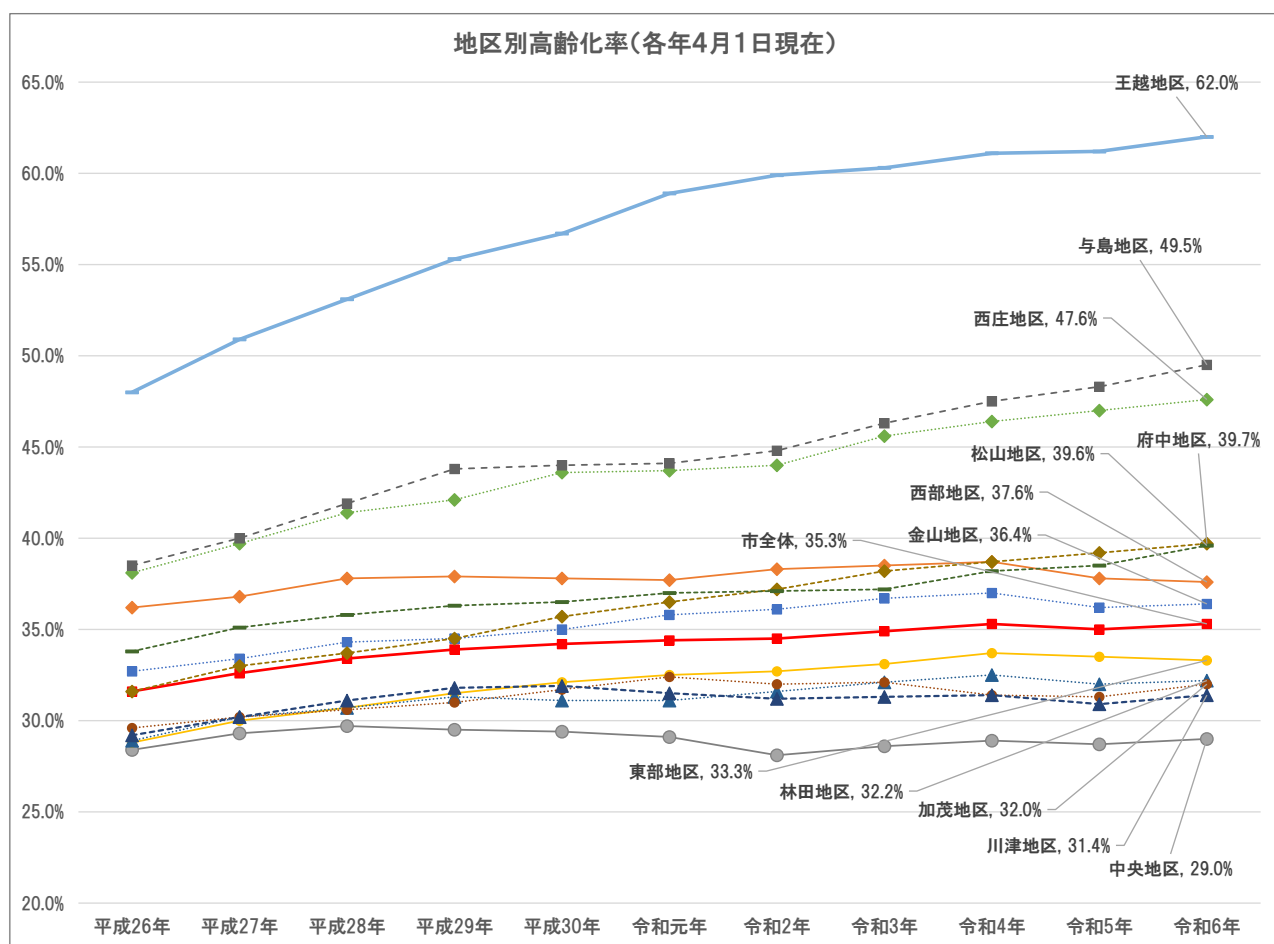
※国勢調査の結果を基に推計している常住人口とは合致いたしません。

2. 地区別高齢化率の状況

地区別に高齢化率をみると、平成26年との比較で全ての地域が増加しています。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市全体	31.6%	32.6%	33.4%	33.9%	34.2%	34.4%	34.5%	34.9%	35.3%	35.0%	35.3%
西部地区	36.2%	36.8%	37.8%	37.9%	37.8%	37.7%	38.3%	38.5%	38.7%	37.8%	37.6%
中央地区	28.4%	29.3%	29.7%	29.5%	29.4%	29.1%	28.1%	28.6%	28.9%	28.7%	29.0%
東部地区	28.8%	30.0%	30.7%	31.5%	32.1%	32.5%	32.7%	33.1%	33.7%	33.5%	33.3%
金山地区	32.7%	33.4%	34.3%	34.5%	35.0%	35.8%	36.1%	36.7%	37.0%	36.2%	36.4%
西庄地区	38.1%	39.7%	41.4%	42.1%	43.6%	43.7%	44.0%	45.6%	46.4%	47.0%	47.6%
林田地区	28.9%	30.2%	30.7%	31.3%	31.1%	31.1%	31.6%	32.1%	32.5%	32.0%	32.2%
加茂地区	29.6%	30.2%	30.6%	31.0%	31.7%	32.4%	32.0%	32.1%	31.4%	31.3%	32.0%
与島地区	38.5%	40.0%	41.9%	43.8%	44.0%	44.1%	44.8%	46.3%	47.5%	48.3%	49.5%
府中地区	31.6%	33.0%	33.7%	34.5%	35.7%	36.5%	37.2%	38.2%	38.7%	39.2%	39.7%
川津地区	29.2%	30.2%	31.1%	31.8%	31.9%	31.5%	31.2%	31.3%	31.4%	30.9%	31.4%
松山地区	33.8%	35.1%	35.8%	36.3%	36.5%	37.0%	37.1%	37.2%	38.2%	38.5%	39.6%
王越地区	48.0%	50.9%	53.1%	55.3%	56.7%	58.9%	59.9%	60.3%	61.1%	61.2%	62.0%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



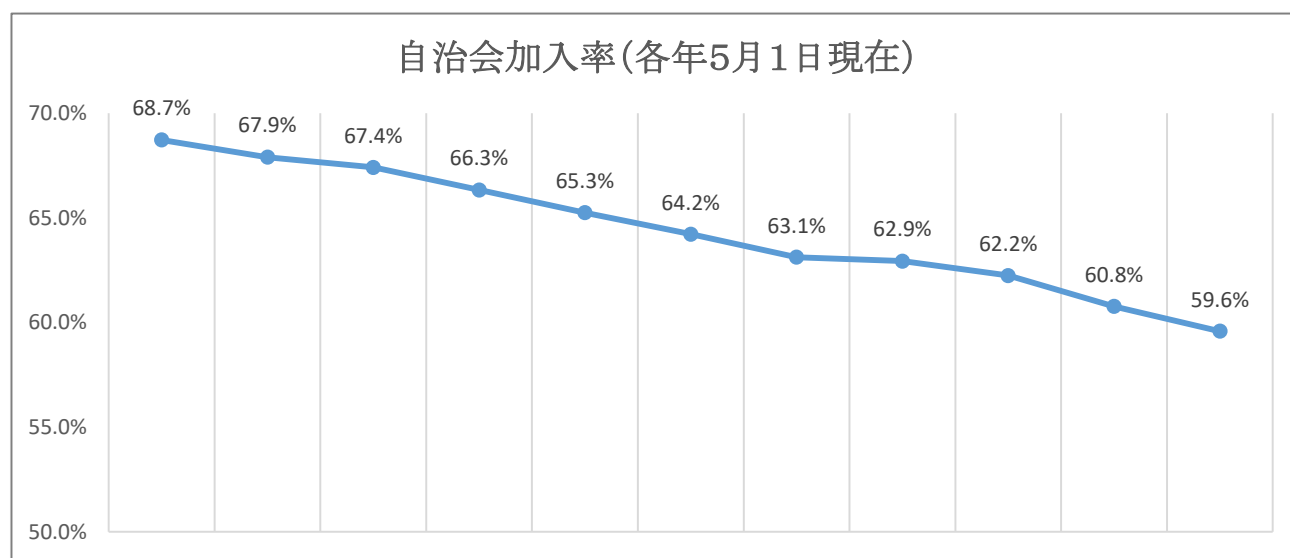
3. 自治会への加入世帯の状況

自治会への加入世帯は、年々減少傾向となり、平成 26 年との比較では、市全体で 14,709 世帯から 12,690 世帯へと、約 2,000 世帯の減少となりました。

(単位：世帯)

地区	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
西部地区	2,166	2,153	2,131	2,095	2,069	2,054	2,032	2,012	1,976	1,923	1,898
中央地区	1,302	1,280	1,254	1,244	1,231	1,215	1,190	1,181	1,163	1,144	1,137
東部地区	2,365	2,332	2,322	2,266	2,234	2,209	2,176	2,134	2,088	2,039	1,998
金山地区	1,659	1,654	1,644	1,630	1,614	1,600	1,564	1,553	1,534	1,520	1,520
西庄地区	604	574	582	563	555	546	503	487	482	472	452
林田地区	1,500	1,499	1,491	1,470	1,442	1,439	1,432	1,419	1,416	1,393	1,353
加茂地区	615	609	603	595	580	575	565	557	558	553	538
与島地区	486	480	473	471	462	458	449	442	433	422	397
府中地区	1,341	1,319	1,310	1,287	1,254	1,214	1,217	1,174	1,155	1,127	1,107
川津地区	1,282	1,277	1,245	1,208	1,191	1,165	1,139	1,133	1,107	1,083	1,070
松山地区	991	984	976	971	962	951	941	939	930	918	895
王越地区	398	392	388	384	384	373	363	353	348	336	325
全加入世帯	14,709	14,553	14,419	14,184	13,978	13,799	13,571	13,384	13,190	12,930	12,690
常住人口、世帯数	21,402	21,431	21,389	21,382	21,421	21,486	21,499	21,265	21,191	21,277	21,298
加入率	68.7%	67.9%	67.4%	66.3%	65.3%	64.2%	63.1%	62.9%	62.2%	60.8%	59.6%

資料：加入世帯数：市総務課 常住人口、世帯数：市政策課



※常住人口とは、国勢調査による確定値を基本に、毎月の住民移動から推計した人口です。住民票が坂出市にあっても、実際に住んでいない場合は、国勢調査では人口数には入りません。

4. 外国人住民について

平成28年に543人・399世帯が、令和6年には1,374人・1,148世帯となり、831人・749世帯の増加となっています。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人数	469	475	543	643	770	875	1,012	1,026	937	1,267	1,374
世帯数			399	496	608	721	838	852	756	1,059	1,148

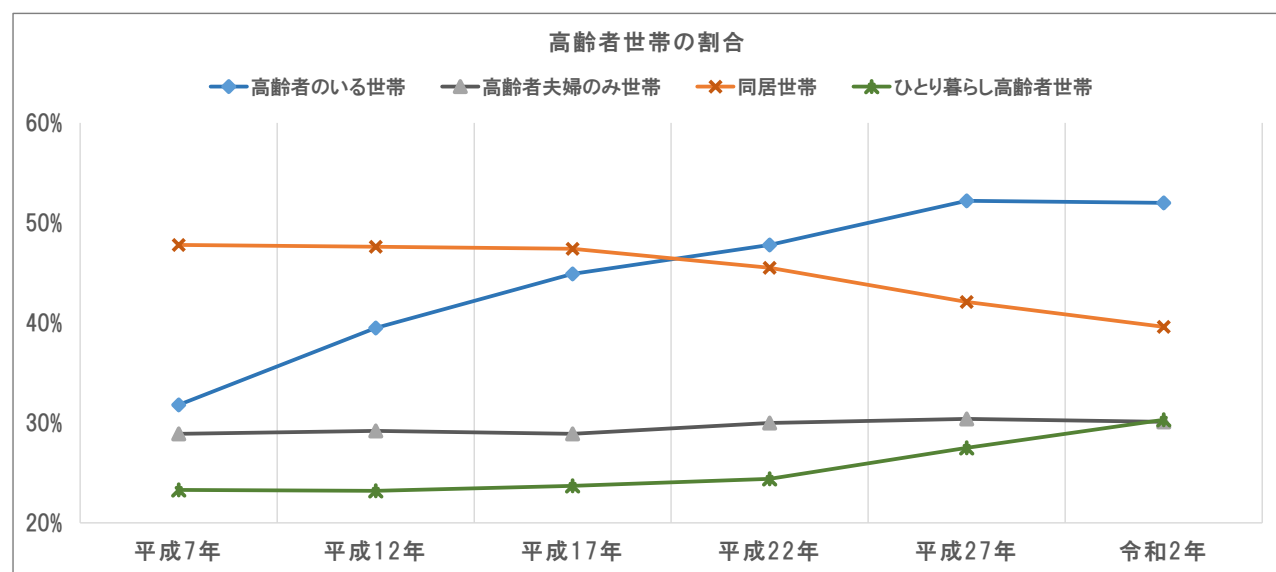
資料：市市民課（各年3月31日現在）

5. 高齢者世帯の状況

高齢化率の増加に伴い、高齢者のいる世帯が増加してきた前回までとは異なり、若干ではありますが減少しています。一方で、一人暮らしの高齢者世帯が引き続き増加しています。

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	(世帯)	20,460	20,751	20,950	21,344	21,294	21,207
高齢者のいる世帯	(世帯)	6,508	8,201	9,412	10,205	11,109	11,029
	(%)	31.8%	39.5%	44.9%	47.8%	52.2%	52.0%
ひとり暮らし高齢者世帯	(世帯)	1,518	1,901	2,234	2,495	3,058	3,339
	(%)	23.3%	23.2%	23.7%	24.4%	27.5%	30.3%
高齢者夫婦のみ世帯	(世帯)	1,882	2,395	2,719	3,062	3,379	3,325
	(%)	28.9%	29.2%	28.9%	30.0%	30.4%	30.1%
同居世帯	(世帯)	3,108	3,905	4,459	4,648	4,672	4,365
	(%)	47.8%	47.6%	47.4%	45.5%	42.1%	39.6%

出展：国勢調査

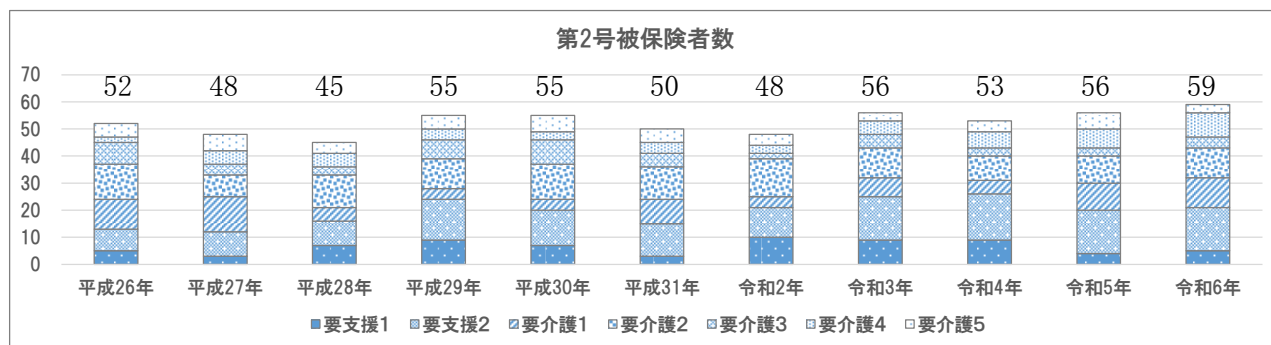
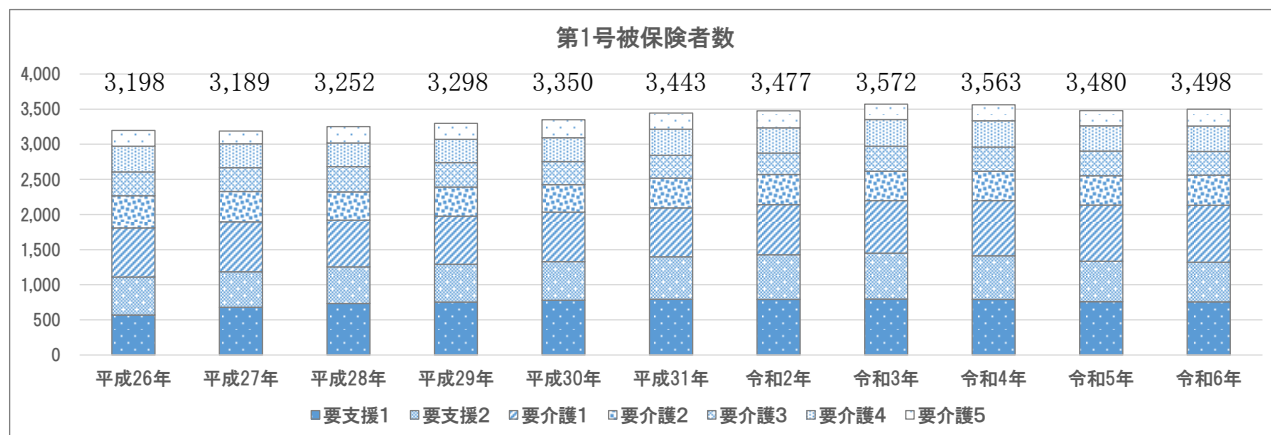


6. 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者数の状況をみると、令和 3 年をピークに減少傾向になっており、令和 6 年 3 月末日時点で 3,557 人となっています。（単位：人）

区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
第1号被保険者	要支援1	569	678	733	754	780	795	790	796	792	758	756
	要支援2	542	508	520	539	548	604	636	655	620	576	565
	要介護1	698	711	666	683	705	695	716	746	785	802	812
	要介護2	459	432	403	414	392	425	426	418	419	417	429
	要介護3	339	339	360	350	328	324	306	356	346	351	334
	要介護4	365	338	337	331	341	370	360	382	373	360	365
	要介護5	226	183	233	227	256	230	243	219	228	216	237
	計	3,198	3,189	3,252	3,298	3,350	3,443	3,477	3,572	3,563	3,480	3,498
区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
第2号被保険者	要支援1	5	3	7	9	7	3	10	9	9	4	5
	要支援2	8	9	9	15	13	12	11	16	17	16	16
	要介護1	11	13	5	4	4	9	4	7	5	10	11
	要介護2	13	8	12	11	13	12	14	11	9	10	11
	要介護3	8	4	3	7	9	5	2	5	3	3	4
	要介護4	2	5	5	4	3	4	3	5	6	7	9
	要介護5	5	6	4	5	6	5	4	3	4	6	3
	計	52	48	45	55	55	50	48	56	53	56	59
総数	総数	3,250	3,237	3,297	3,353	3,405	3,493	3,525	3,628	3,616	3,536	3,557

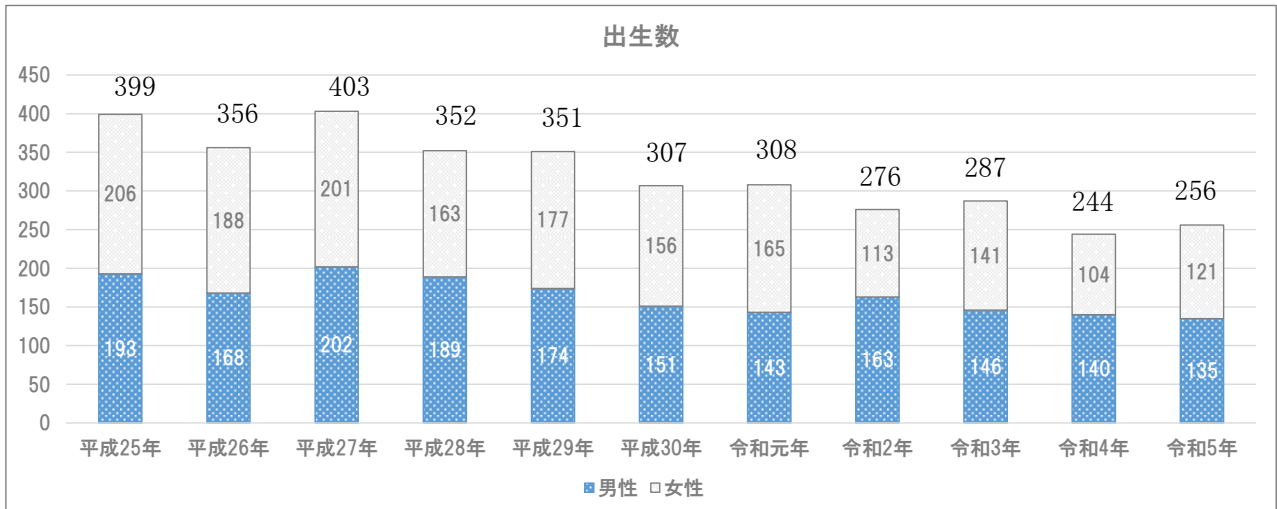
資料：市かいご課（各年 3 月末日現在）
（単位：人）



7. 出生数の状況

出生数をみると、平成 27 年の 403 人をピークに、その後は減少傾向が続いています。令和 5 年の 256 人は、ピーク時との比較で 36.5% もの減少となっています。

(単位：人)

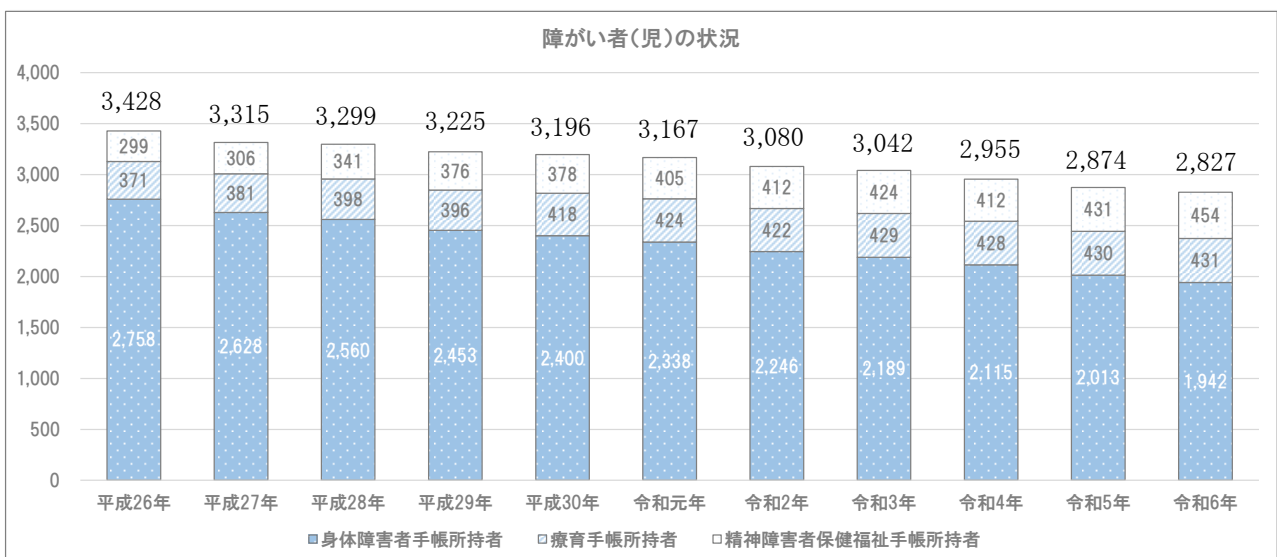


資料：市市民課(各年 年間累計)

8. 障がい者（児）の状況

障害者手帳所持者の状況をみると、人口減少と同じような割合で、毎年減少傾向となっています。身体障害者手帳の所持者数は減少している一方、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の所持者数は増加を続けています。

(単位：人)



資料：市ふくし課(各年 3 月末日現在)

9. 生活保護の状況

生活保護の状況をみると、こちらも人口減少と同様の傾向で減少しており、令和6年4月1日現在で、被保護世帯が414世帯、被保護者が501人となっています。

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
被保護世帯数	513	517	503	495	474	452	450	460	450	421	414
被保護者数	677	679	646	640	598	572	563	575	557	530	501

資料：市ふくし課（各年3月末日現在）

10. 生活困窮の状態

平成27年4月に、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、既存の制度を組み合わせながら自立に向けた支援を行う生活困窮者自立支援制度が施行となりました。これまで支援が十分に行き届かなかった、制度のはざまの課題などを抱えた生活困窮者に対し、自立に向けた伴走的な支援が可能となるとともに、地域福祉活動の基盤を活かした地域の生活困窮者のニーズの掘り起こしや、就労支援に向けた新しい資源の開発など、生活困窮者支援を通じた地域福祉の推進に取り組んでいます。

生活困窮者の状況をみると、新規相談受付件数は年々増加傾向となり、令和6年度284件となっています。

対応	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
新規受付件数	40	87	99	144	156	371	218	248	284

資料：市ふくし課（各年3月末日現在）

11. 地域の援助体制の状況

（1）市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす住民のほか、民生児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで、安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

市社会福祉協議会では、行政・関係機関・住民組織などとの連携を密にし、住みよい地域社会の構築ならびに地域福祉の充実に向け、坂出市内12地区すべてに住民組織として設置されている地区社会福祉協議会とともに、小地域ネットワーク活動やボランティア活動などに積極的に取り組んでいます。

（2）民生児童委員の状況

民生児童委員とは、各地区から推薦され、厚生労働大臣から3年間の任期で委嘱を受けた、地域における相談・支援のボランティアです。それぞれの地域において、常に住民の立場に立って親身になって相談に応じたり、地域の人が元気に安心して暮らせるように見守りや支援などを行ったりするなど、社会福祉の推進に努めています。

市内12地区において、民生児童委員定数は139名、うち主任児童委員が24名です。

第3章 地域福祉の基本理念

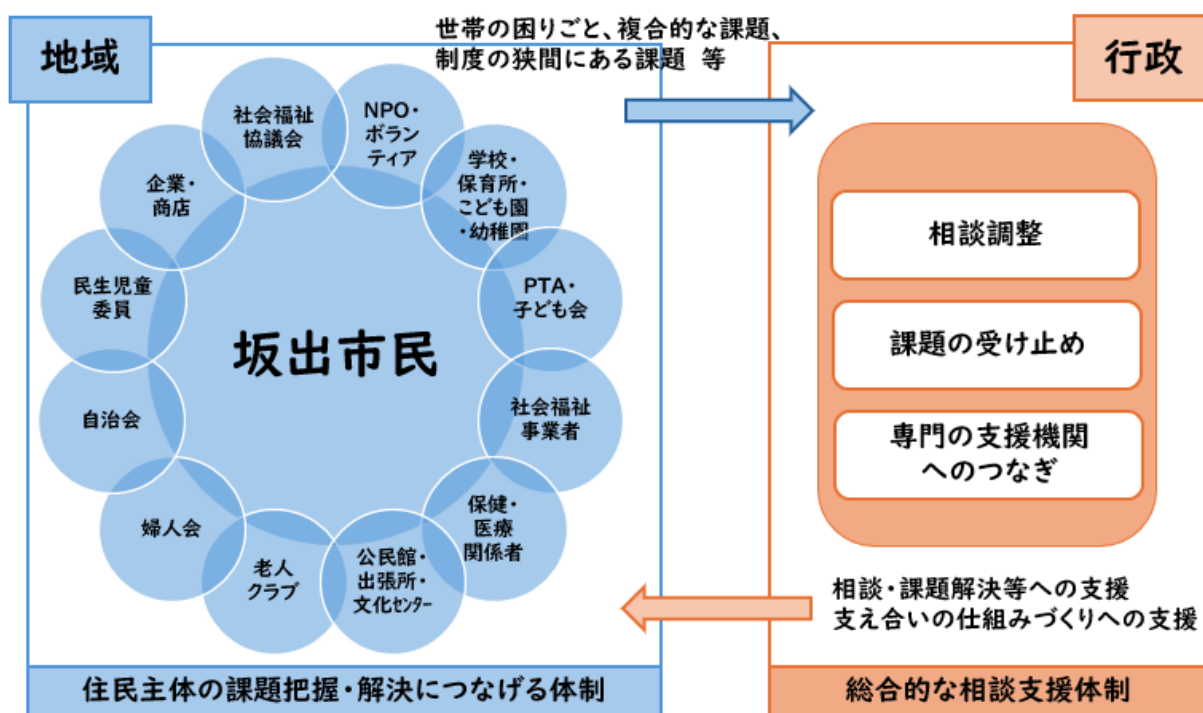
1. 計画の基本理念

お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち ～みんなで助け合うあたたかい地域共生社会の実現をめざして～

本市では、従来の縦割りの施策体系にとらわれることなく、全庁をあげてコミュニティ活動やまちづくり等を含めた総合的な事業展開に取り組み、各地域が特性を活かしながら、お互いに支え合い、助け合う心を持ち、豊かな絆を育めるよう、第一次計画から引き続き「お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち」を基本理念とし、子どもから高齢者まですべての人びとが支え合い・助け合えるまちづくりを進めていきます。

また、「地域共生社会」とは、「支える側」、「支えられる側」に分かれるのではなく、すべての地域住民が役割を持って、地域の課題解決に主体的に取り組む社会です。そのためには地域住民や地域の多様な主体が、「地域福祉」の考え方に沿って、自らにできることを考え、暮らし続けたい地域の将来像やそのための方法について、地域の中で話し合い、共通の目標に向かって連携することが必要です。それにより住民一人ひとりの暮らし、生きがい、尊厳等が尊重され、守られることになります。

こうしたことから、基本理念のサブタイトルを「～みんなで助け合うあたたかい地域共生社会の実現をめざして～」とし、包括的にお互いに支え合うまちづくりをめざします。



2. 推進の方向性

本計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの分野に分けて推進していきます。

1. 支え合いとともに生きる地域づくり

誰もが孤立することなく地域の一員として、支え合い暮らせるまちをめざします。

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが楽しみや生きがいを持ち活動し、身近な場所に自由に集まり交流をすることで、互いを認め合い思いやる心を育て、支え合いとともに生きる地域づくりを推進します。

- (1) 住民同士のつながりと交流の促進
- (2) 人材と組織を育成する体制整備
- (3) 連携・協働による福祉の推進

2. 支援が必要な人を支える体制づくり

一人ひとりに優しい福祉サービスの提供をめざします。

誰もがニーズにあった福祉サービスや多様な情報提供を受けることによって、自らの選択のもとに自己表現を果たし、自立した暮らしが実現できる体制づくりを推進します。

- (1) 地域生活と社会参加の支援
- (2) 包括的な支援体制の構築（坂出市重層的支援体制整備事業実施計画）
- (3) 権利擁護の推進

3. 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

誰もが安全で、安心して暮らせるまちをめざします。

様々な人が心地よく過ごせる居場所づくり、ユニバーサルデザインのまちづくりを進め、安全で、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

- (1) 再犯防止に向けた体制づくり（坂出市再犯防止計画）
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくり

4. 施策の体系

